

令和 5 年度仙台市における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針 を策定しました。

平成 25 年 4 月より施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」に基づき、「仙台市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「仙台市調達方針」という。）」を策定しました。

仙台市調達方針は、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、本市が物品等を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために必要な措置を定めたものです。対象は本市の全ての課（公所）になります。

■対象となる障害者就労施設等

仙台市調達方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のとおりです。ただし、原則、仙台市内に所在地を有する施設等に限りです。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく次の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者を多数雇用している次の企業等
 - ア 特例子会社（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項に規定する次の①から③を全て満たす事業所）
 - ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が 5 人以上
 - ② 当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が 20%以上
 - ③ 当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が 30%以上
- (3) 在宅就業障害者
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において、物品等の製造を自ら行う障害者）

※ 仙台市では(2) 障害者を多数雇用している次の企業等及び(3) 在宅就業障害者の情報につきましては、令和 5 年 3 月末現在すべてを把握できておりません。情報をお持ちの方は、

- ① 電話 022-214-8151
 - ② ファックス 022-223-3573
 - ③ E-mail fuk005330@city.sendai.jp
- のいずれかに情報をお寄せくださるようお願いいたします。



仙台市障害理解促進キャラクター
「ココロン」

■対象となる品目等

1 件 10 万円未満の契約金額で、以下に例示するような物品・役務を調達する場合に本市の各課(公所)は、障害者就労施設からの調達を検討しなければならない。なお、これらによらない調達についても、障害者就労施設からの検討をお願いします。

<物品>

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 事務用品・書籍 | 事務用具、書籍、メモ帳、付箋 等 |
| イ 食料品・飲料 | 弁当、パン、菓子類、ドリップコーヒー、野菜 等 |
| ウ 小物雑貨 | イベント時の景品、タオル 等 |
| エ その他の物品 | 花束、つぼ活け、ウエス 等 |



<役務>

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ア 印刷 | 名刺、封筒、チラシ、冊子等の印刷業務 |
| イ クリーニング | 各種クリーニング、靴磨き 等 |
| ウ 清掃・施設管理 | 施設内外・公園・駐車場などの清掃、ワックスかけ |
| エ 情報処理・テープ起こし | 書類電子化・データ入力 等 |
| オ 飲食店等の運営 | レストランなど飲食店の営業 |
| カ その他の役務 | 郵便物の封入・封緘・発送 等 |



■調達目標及び公表

- 1 本市における令和 5 年度の障害者就労施設等からの調達は、件数及び金額について、630 件、80,000,000 円を目標としています。
- 2 本方針及び調達の実績は市ホームページにより公表します。
- 3 障害者就労施設等から調達した実績のある物品及び役務については、引き続き調達を行うよう働きかけます。
- 4 障害者就労施設等に対して、本市の全ての組織がこれまで障害者就労施設等から調達した物品及び役務の情報を提供する等、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けた取組みに努めます。

■受注される際の注意点

- 1 本市の契約の相手方となるには、原則として競争入札参加資格の登録を行う必要があります。競争入札参加資格登録申請については、本市ホームページをご確認ください。
- 2 支払いに関しては、納品後の支払い請求に基づく銀行口座への振込みが原則となります。
その他、物品の購入や印刷業務については、所定の様式による手続きが必要になりますので、ご注意願います。詳細につきましては、受注の際に発注元の課（公所）と調整してください。

■問い合わせ

仙台市 健康福祉局 障害企画課 社会参加係
仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
電話:214-8151 FAX:223-3573
fuk005330@city.sendai.jp